

一般社団法人日本自費リハビリ推進協会
患者自己負担額軽減措置制度（令和2年度）

令和2年2月5日制定

（本制度の目的）

第1条 自費リハビリに関する患者の自己負担額を軽減し、自費リハビリの普及を図ることを目的とする。

（軽減措置基準）

第2条 次の各号に該当する場合は、各認定施設の定めるところにより自己負担額の軽減措置を受けることができる。

- （1） 区分A：住民税非課税世帯もしくは本人非課税の者
- （2） 区分B：医療福祉費支給制度の利用者
- （3） 区分C：医療費の自己負担が1～2割の者

（軽減率の目安）

第3条 軽減措置の詳細は各認定施設が個別に定めるが、前条に定める区分ごとの軽減率の目安は次の各号の通りである。

- （1） 区分A：3割
- （2） 区分B：2割
- （3） 区分C：1割

（特別措置）

第4条 当協会の賛助会員となり当法人が推進する自費リハビリの普及活動に全面的に協力することへ同意した上記区分以外の者は、一律5%の軽減措置を受けることができる。

2 前条の区分に当てはまる場合も、当法人の会員となり当法人が推進する自費リハビリの普及活動に全面的に協力することに同意した場合は、区分ごとの軽減措置に加え5%の追加軽減措置を受けることができる。

（軽減措置の申請）

第5条 軽減措置を受けようとする者は、次の各号に定める申請書類一式を当法人事務局に提出しなければならない。

- | | |
|-------------------|-------------|
| （1） 自己負担軽減措置申請書 | 1通（すべての申請者） |
| （2） 課税証明書（全項目証明） | 1通（区分Aのみ） |
| （3） 医療福祉費受給者証のコピー | 1通（区分Bのみ） |
| （4） 健康保険証のコピー | 1通（区分Cのみ） |

(5) 入会申込書

1通 (特別措置を受ける者)